

姫路市地域活動充実支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域活動の推進を図り、持続可能な地域活動に取り組むことを目的として事業を行う団体に対して、必要な経費の全部又は一部を補助することに関し、姫路市補助金等交付規則（昭和43年姫路市規則第60号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となるもの（以下「対象団体」という。）は、おおむね地区連合自治会の区域で活動する次に掲げる団体とする。

- (1) 地区連合自治会
- (2) 地区連合自治会及び当該地区連合自治会の区域で活動する各種団体等により組織された団体
- (3) 地区連合自治会及び当該地区連合自治会の区域で活動する各種団体等の共同体

2 地域の実情等を考慮して市長が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体を対象団体とすることができる。

- (1) 2以上の地区連合自治会の共同体
- (2) 2以上の地区連合自治会及びこれらの地区連合自治会の区域で活動する各種団体等により組織された団体
- (3) 2以上の地区連合自治会及びこれらの地区連合自治会の区域で活動する各種団体等の共同体

(補助金の交付対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域住民が自ら考え、自ら行い、住みよい地域社会を形成し、促進するための地域の魅力づくり、個性づくり又は地域課題解決に関する計画の策定に関する事業

- (2) 地域の担い手を増やし、地域の連帯を深めるとともに活動を進めるための事業
- (3) 地域活動を促進するための会議に係る事業
- (4) 前3号に掲げる事業の目的に沿った活動であると市長が認める事業
(補助金の交付対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、市長が、補助対象事業の実施に必要と認める経費とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象事業に要した経費に相当する額とする。ただし、1対象団体につき20万円を限度とする。

（事業の提案）

第6条 第10条に規定する補助金の交付の申請をしようとする対象団体（第2条第1項第3号又は同条第2項第1号若しくは第3号に該当するときは、共同体を代表する団体）は、市長が定める期間内に、次に掲げる書類を市長に提出し、補助金の交付を受けようとする事業が第3条各号に掲げる事業であることの認定（以下「事業認定」という。）を受けなければならない。

- (1) 事業提案書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 第2条第1項第1号若しくは第2号又は同条第2項第2号に掲げる団体にあつては、関係団体一覧（様式第3号）
- (4) 第2条第1項第3号又は同条第2項第1号若しくは第3号に掲げる団体にあつては、共同体届出書（様式第4号）
- (5) 団体目的等についての誓約書（様式第5号）
- (6) その他参考となる書類

（事業認定）

第7条 市長は前条の書類の提出があつたときは、その内容を審査し、事業認定の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の審査のために必要があるときは、対象団体に聞き取りを行うことができる。

3 市長は、第1項の規定により事業認定の可否を決定したときは、その結果を対象団体に通知するものとする。

(姫路市地域活動充実支援事業審査会)

第8条 市長は、事業認定を行うため、姫路市地域活動充実支援事業審査会（以下「審査会」という。）を開催することができる。

2 審査会の会議（以下「会議」という。）は、職員のうちから適当と認めるもの5人以内で開催するものとする。

3 会議は、非公開で行う。

4 会議の円滑な進行を確保するため、審査会に座長を置くことができる。

5 審査会の庶務は、市民活動推進課において処理する。

6 前各項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(事業認定の基準)

第9条 事業認定を行う場合の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業提案に当たり、公民館活動や対象団体の存する地域内の各種団体等と連携して取り組むことについて、公民館長や各種団体等の代表者から一定の合意を得ていること。

(2) 持続的な地域活動に向けた事業として期待できること。

(3) 事業計画に客観性及び実行性があり、他の地域の参考となる事業効果が期待できること。

(4) 当該対象団体の公開性、民主的な運営に配慮がなされていること。

(5) 当該対象団体が、将来、自律的かつ継続的に活動できることが期待できること。

(6) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業でないこと。

(7) 政治、宗教又は営利を目的とする事業及び公序良俗に反する等補助対象として適当でないと認められる事業でないこと。

(補助金交付申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする対象団体（第2条第1項第3号又は同条第2項第1号若しくは第3号に該当するときは、共同体を代表する団体）は、規則第4条に規定する補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。この場合にお

いて、同条各号に掲げる添付書類は省略することができる。

(実績報告書)

第11条 規則第12条に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業収支決算書
- (2) 補助事業の実施に要した経費の領収書の写し又はこれに類する書類
- (3) その他当該活動に関する資料

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月4日から施行する。